

広島県告示第三百六十号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第一項の規定によって、道路の区域を次のとおり変更する。

その関係図面は、広島県土木建築局道路河川管理課及び広島県西部建設事務所において、令和四年五月十六日までの間、縦覧に供する。

令和四年五月二日

広島県知事 湯 崎 英 彦

一 道路の種類

一般国道

二 路線名

四八七号

三 道路の区域

区 間	新旧の別		敷地の幅員 (メートル)	延長 (メートル)	備考
	新	旧			
江田島市江田島町字小用タヲ一七八八番一 地先から 江田島市江田島町小用二丁目八一三六番四地 先まで		一七・〇〇〇 七九・五〇〇	五・二〇〇 六・五〇〇	七四八・〇〇	
江田島市江田島町字小用タヲ一七八八番一 地先から 江田島市江田島町小用二丁目八一三六番三〇 地先まで		四・七〇〇 六・五〇〇	一、三〇一・ 〇〇		
江田島市江田島町字小用タヲ一七八八番一 地先から 江田島市江田島町小用三丁目八六二一番三 地先から 江田島市江田島町小用三丁目八六二一番三 地先まで	新	一七・〇〇〇 七九・五〇〇	一、二二八・ 〇〇		ダブルウェイ 延伸
江田島市江田島町小用三丁目八六二一番三 地先から 江田島市江田島町小用三丁目八六四二一番六 地先まで	旧	五・〇〇〇 〇・五〇〇	四〇三・二二〇		
	新	一三・三〇〇 六二・八〇〇	四〇三・二二〇		拡張